

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 30 日現在

機関番号：32630

研究種目：新学術領域研究（研究領域提案型）

研究期間：2011～2015

課題番号：23101009

研究課題名（和文）取調録画と裁判員裁判 - 取調べ過程の可視化をめぐる制度構築と裁判員裁判への影響

研究課題名（英文）Video recording of suspect interview and lay-judge system: Legal system of visual recording and impact of visual recording on the trial process

研究代表者

指宿 信（IBUSUKI, Makoto）

成城大学・法学部・教授

研究者番号：70211753

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 9,000,000円

研究成果の概要（和文）： 2016年6月に成立し3年以内の施行が予定されている我が国の「被疑者取調べ録音・録画制度」に関して、法解釈学や比較法的研究、心理学・社会学等の経験科学の見地から多面的実証的な研究を行った。

その結果、被告人の法廷外の自白を記録した録画映像が判断者（裁判官ならびに裁判員）に影響を与える可能性が高く任意性や信用性の判断を歪めてしまうこと、また弁護人の立会いもなく適切な尋問技術を持たない取調官による尋問によって虚偽自白が生み出される危険性が高いこと等が明らかになった。

そこで、取調べ映像を裁判員裁判で再生する際には、こうした危険を回避する法的制度的手当が不可欠であることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）： This project was an interdisciplinary research using legal analysis, comparative law study, and psychological and sociological study on video recording of suspect interview by the police and the prosecutor. In Japan, on July 2016, the law was passed which mandates the law enforcement to record the whole suspect interview of the specific felony such as murder and manslaughter. The legislative intent is that the video recording is expected to assure the reliability of the confession by the defendant and to realize appropriate interview process. However, this project shows that it could be problematic to show the recording in the trial. Our research clarifies that the video could distort their decision and sometimes mislead their decision of involuntariness and reliability of confession. And we also reveal that the immature interview technique and the questioning without lawyer could be cause of the false confession. We concludes that legal reform should be urgently introduced.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：取調べ 録画 可視化 被疑者 自白 バイアス 裁判員 映像

様式 C-19 新学術領域「法と人間科学」可視化班

1. 研究開始当初の背景

わが国における被疑者取調べの録音・録画制度（いわゆる「取調べの可視化」制度）は、特定の法律の規定がないままに、2007年から警察庁で、2008年から検察庁でそれぞれ部分的に導入・実施された。

他方で、警察や検察における被疑者取調べで撮影された録画映像は、2009年に始まった裁判員裁判を始めとする刑事裁判において、徐々に証拠や資料として利用され始めた。

そうした中、2010年に起きた「郵便不正事件」を契機に、取調べの可視化は冤罪防止や取調べの適正性担保の手段として注目を集めるようになり、法整備の必要が論議されるようになった。

そこで我々は、国民が有罪無罪の判断と量刑判断を担う裁判員裁判において自白の任意性や信用性判断の資料として取調べ録画映像が再生される以上、取調べ過程や取調べを録画する際の撮影方法、そして取調べ録画映像の公判での利用方法などに関して先行する諸外国に学ぶと共に諸科学の知見を参考に考究する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本プロジェクトは、取調べの可視化導入によって刑事裁判がどのような影響を受けるかにつき、既に取調べの可視化を導入している諸外国の見地に学ぶと共に、被疑者取調べならびに被疑者による自白や被害者供述と裁判員裁判における公判との関係、自白の任意性判断と裁判員裁判の関係などに焦点をあてて、以下の2点を明らかにすることを目的とした。すなわち、①取調べの可視化によって刑事裁判における事実認定や証拠法のあり方がどのように変容すると考えられるか、②そうした変容について、いかなる手続的・制度的対応を必要とするか、である。

とりわけ、裁判過程に直接的影響を及ぼすと予想される②の課題については、認知心理学の観点から映像のもたらす影響をどのように手続上回避または抑制すべきかを学際的に考究することとし、わが国における取調べ実務を含む刑事裁判実務に対する具体的な示唆を求めた。

3. 研究の方法

(1) 全体的な研究方法

チームとしては、個人の研究活動とは別に以下のような取り組みを行った。

A. 定期的な研究会の開催を通じた交流と知見の獲得

5年間に京都を本拠地として通算8回の公開研究会を開催し、毎回多彩なゲストスピーカーを招き、心理学的知見、弁護実践報告、海外法制の最新動向などをそれぞれ

の専門家に報告いただき、その成果を共有することができた（後掲「その他」の項を参照）。

B. 国際研究集会開催・国際学会参加を通じた交流と発信

積極的に海外学会に参加し、報告を行うとともに、2014年7月には立命館大学（京都市）を会場に国際シンポジウムを開催し、2015年8月には東アジア法社会学会において中国・韓国の専門家と共に取調べ可視化の比較研究を行うセッションを開催した（後掲「学会報告」の項を参照）。

C. 模擬裁判実験による取調べ撮影方法の実験

被疑者取調べの撮影方法が事実認定者に与える偏見（バイアス）を検証するため、2016年2月に関西学院大学において模擬裁判を使った心理実験を繰り返した。

D. 地域研究会の立ち上げと法心理学の推進基盤の確立

東京と鹿児島において「法と心理研究会」を立ち上げ、法と心理学の成果発表と交流の場となるフォーラムを構築した。

(2) 分担者の研究方法

<比較法的研究>

代表者の指宿は、米国、英国、豪州、ニュージーランド、カナダ、韓国、中国、欧州各国など、諸外国で実施されている被疑者取調べ録画制度をめぐる経験的研究、実態調査、法制定動向、判例動向などを収集分析し、さらに各国の法律実務家や法学者から被疑者取調べ可視化制度に関する知見を収集した。

<実証的研究>

分担者の中島は、国内外の法学及び心理学に関する文献の調査を行ったほか、供述の信用性が心理学的知見に基づいて争われている具体的な事件につき当該事件の弁護団の協力を得ながら継続的な追跡調査を行い、実証的・実践的な観点から分析を行った。

<手続法的研究>

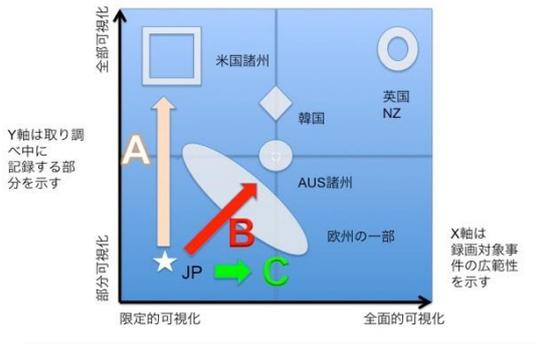
分担者の吉井は、刑事手続全般につき、「公正な裁判の実現」にあたって必要なことは何かという観点から、取調べを受ける被疑者や参考人、被害者に対して実施されるべき手続的な保護及び支援に関して研究を進めた。代表者の指宿は、「情報的正義（informational justice）」という情報哲学が取調べ過程をめぐる情報を公判に適切にインプットする指標として有効に機能することを実証的に明らかにしようとした。

<法と心理学的研究>

分担者の山田は、ポスト取調べ可視化時代の実務を視野に入れた学会報告及び模擬裁判を実施したほか、取調べ記録媒体を含む証拠を開示する手続が上記法案可決後どのように変化するか、またどのように改善されるべきかにつき研究、報告を行った。

＜可視化到達状況比較ツールの開発＞
代表者・指宿は、被疑者取調べ可視化制

可視化の概念マップ（政策方針）



度につき、それぞれの管轄（法域）における可視化達成度をマッピングする方法を編み出した（通称「可視化概念マップ」）。これにより、それぞれの国（法域）がどこまで可視化を進めているかを簡単に比較表示することが可能となった。

4. 研究成果

(1) 全体的な研究成果

第1に、比較法制度研究の結果、わが国における警察や検察による裁量に基づく取調べの可視化は極めて狭い範囲でしか司法過程に影響を与えないこと、国際比較を行ってもその「可視化レベル」は低いものであることが明らかになった（上図参照）。

第2に、手続法的研究ならびに法心理学的研究の結果、可視化先進国と呼ばれる法域では、単に取調べを可視化（録音・録画）するだけで適正な取調べ及び適正な自白の任意性・信用性判断がなされるわけではなく、取調べへの弁護人の立会いや、供述弱者（少年・精神障害者・知的障害者など）の取調べへの支援者の同席、取調官の洗練された尋問技術の習得、公判廷での取調べ録画映像の再生の回避といった様々な制度的・手続的担保の存在によって初めて、刑事司法全体の公正性及び適正性が図られていることが明らかになった。

第3に、実証実験の結果、法と心理学上の知見として、被疑者取調べ録画映像が裁判官や裁判員による自白の任意性・信用性判断に実際に影響を与える可能性が明らかになると共に、当該影響を最小限にとどめるための法的手当及び運用上の手当が必要であることが明らかになった。

以上の概要は、2016年6月に刊行された代表者・指宿の新著（後掲「図書」①参照）にまとめられ、社会還元を果たした。

(2) 各論的な研究成果

分担者の中島は、①被害者を中心とする被疑者取調べの可視化を視野に入れた捜査法・証拠法の理論研究について、被害者供

述の信用性が争われた事案や内外の先行研究において示された被害者供述の信用性判断の注意則から、被害者と被疑者の関係性や被害者の属性などによって、被害者供述の信用性判断に伴う類型的な危険の存在を明らかにした。平成28年刑訴法改正における取調べ可視化の範囲は被疑者取調べに限定されたが、被害者などの参考人取調べについても、取調べの手法を誤ることによって信用性が害されることが予想されるため、取調べ可視化を立法ないし志向する余地がある。これにつき、取調べ録画映像を実質証拠として利用する際の問題点を関連づけて、具体的なあり方の提言を模索しており、平成28年11月までに論考を公刊すべく、とりまとめ中である。なお、これに関連して、平成28年刑訴法改正における被害者関連の改正が不十分であり、また、被告人の防御活動との関係で難点を含むことを明らかにする論考を公刊した。

次に、②取調べ可視化制度実施後における供述の任意性・信用性評価のあり方について、近年の再審請求事件で確定判決の証拠たる供述に対する心理学鑑定が新証拠として用いられている状況に着目した。各事件の取材を通じて、個々の心理学鑑定の内容とそれに対する再審請求審及び即時抗告審の評価方法を分析し、取調べ可視化によって進展することが予想される供述の心理分析が、再審開始要件である「証拠の明白性」判断に寄与することが明らかになった。これに関し、近時の再審事件における状況をほかの論点も併せて概観した論考や、いわゆる大崎事件に関する個別の考察を内容とする論考を公刊した。また、自白の任意性判断につき具体的な下級審の裁判例を素材に検討する論考を公刊した。

(3) 地域における研究拠点の構築

分担者の中島は、取調べ可視化制度実施後における法と心理学の研究及び実践のための地域拠点構築可能性を模索し、鹿児島市において取調べ可視化や事実認定に関する法と心理学の最先端の研究者を招き、ほかの研究プロジェクトとの共催も含めて合計4回の研究会及びシンポジウムを開催した。本研究課題による取り組みを契機に組織された鹿児島法と心理研究会は本研究課題終了後も継続して運用されることになり、南九州の法学研究者と心理学研究者による共同研究のための組織的基盤を形成することに成功した。同研究会には、研究者のほか、弁護士、臨床心理士、精神科医、非行臨床ボランティアなども参加しており、本研究課題を含む新学術領域「法と人間科学」による研究成果を「地方」と呼ばれる地域で活動する実務家に向けても提供していくことが可能となった。

指宿は、2013年に「東京法と心理研究会」を在京心理学者らと共に立ち上げ、法学会

理学の領域を架橋した研究交流の場を地域ベースで確保し、年1回の公開研究会を開催し、社会に対して研究成果を還元する場を定期的に構築することができた。

(4) 模擬裁判実験等による知見の獲得

分担者山田・指宿は、模擬裁判を用いた心理実験を複数回実施し、取調べ可視化制度実施後、取調べの録画記録が刑事裁判で実質証拠として利用される場合には、被疑者取調べの撮影方法によっては当該録画記録が事実認定者である裁判所及び裁判員に偏見（バイアス）が生じ、被告人に対して過度な不利益が生じる危険が存在することを実証的に明らかにした。こうした知見を更に深める必要が認められたため、心理学者との共同研究プロジェクトを新たに立ち上げ、大規模な実験を準備することとなった。

また、分担者吉井は、当該危険の発生を防止し、当該録画記録を適正に開示する方策の必要を確認した。特に、取調べに関わる各種の証拠提出にあたっては裁判所の適切な訴訟指揮権の発動が求められること、これについては裁判所の機能論という観点からも検討が必要であることを明らかにした。代表者指宿は、情報的正義概念の有用性が汎用的であることが確認できたため、この概念を社会に広く普及させるための新しいプロジェクトを立ち上げる予定である。

(5) 取調べ録音記録研究の必要性

本研究プロジェクトはあくまで「可視化」をめぐる環境や条件整備と手続法的整備等を目的としていた。研究の終盤、取調べ録音録画媒体が再生されて実際に公判で影響を与えたのではないと思われる事例も現れはじめたことから、録音録画媒体そのものの持つ言語学的特性を検証・研究する必要性が認識された。そのため、言語学者らとともに新しい研究プロジェクトをスタートさせ、取調べ室における実際の会話・供述分析を始めるに至った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 22 件)

- ①指宿信、講演 誤判に学ぶ刑事司法改革：ノース・カロライナ州の歩みと司法改革、香川法学、34 巻 1=2 号、2014、pp. 103-120
- ②指宿信、誤判に学ぶ国の司法、学ばない国の司法：ノース・カロライナ州の刑事司法改革を通して考える、世界、851 号、2014、pp. 211-218
- ③指宿信、モートン事件とテキサス州全面証拠開示法：検察の証拠隠しで 25 年間服役後に雪冤した男性が立法府を動かす、季刊刑事弁護、80 号、2014、pp. 165-170

- ④指宿信、司法改革の視点 取調べ「可視化」論：刑事司法改革の観点から、法社会学、79 号、2013、pp. 153-165
- ⑤指宿信、取調べの“高度化”をめぐる、法と心理、12 巻 1 号、2012、pp. 23-26
- ⑥指宿信、秘密交通権をめぐる：志布志事件接見国賠裁判を通して考える、成城法学、81 号、2012、pp. 172-146
- ⑦若林宏輔・指宿信・小松加奈子ほか、録画された自白：日本独自の取調べ録画形式が裁判員の判断に与える影響、法と心理、12 巻 1 号、2012、pp. 89-97
- ⑧指宿信、取調べの「高度化」をめぐる、法律時報、83 巻 9=10 号、2011、pp. 18-24
- ⑨中島宏、再審の現在—大崎事件第三次再審請求で問われるもの—、鹿児島大学法学論集、50 巻 1 号、2015、pp. 41-56
- ⑩中島宏、被告人の訴訟能力の回復が見込めないとして公訴棄却により手続きを打ち切った事例（名古屋地岡崎支判平成 26 年 3 月 20 日判時 2222 号 130 頁）、刑事法ジャーナル、47 号、2015、pp. 219-226
- ⑪中島宏、刑事司法改革の影響と課題—証人保護、JLF ニューズ 60 号、2015、pp. 7-8
- ⑫中島宏、被告人の訴訟能力と刑事手続の打ち切り（名古屋地岡崎支判平成 26 年 3 月 20 日 LEX/DB25503256）、法学セミナー、717 号、2014、pp. 128-128
- ⑬中島宏、違法な取調べに基づく派生証拠の証拠能力（東京高判平成 25 年 7 月 23 日判時 2201 号 141 頁）、法学セミナー、711 号、2014、pp. 138-138
- ⑭中島宏、刑事訴訟の現在地をみる、法学セミナー 698 号、2013、pp. 2-5
- ⑮中島宏、再審は動きはじめるのか、法学セミナー 686、2012、pp. 30-31
- ⑯中島宏、判例レビュー：防犯カメラに映った被告人の挙動などから、窃盗の故意および不法領得の意思を否定した事例ほか、季刊刑事弁護 68 号、2011、pp. 89-91
- ⑰中島宏、訴訟無能力による長期の公判停止—訴訟からの解放と医療への接続について—、季刊刑事弁護、68 号、2011、pp. 131-133
- ⑱吉井匡、解説、「裁判所」と信頼、法学セミナー、725 号、2015、pp. 28-31
- ⑲吉井匡、我が国における裁判所侮辱（特に直接侮辱）への対応法制とその適用の現状—「法廷等の秩序維持に関する法律」の検討を中心に—、自由と安全の刑事法学（生田勝義先生古稀記念論文集）、2014、pp. 646-668
- ⑳山田直子、刑事司法改革の影響と課題 3. 証拠開示、JLF NEWS、60 号、2015、pp. 5-6
- ㉑山田直子、公判前整理手続（証拠開示）改正法案に対する提言（上）、法と政治、66 巻 3 号、2015、pp. 1-38
- ㉒山田直子、公判前整理手続（証拠開示）改正法案に対する提言（下）、法と政治、66 巻 4 号、2016、pp. 27-49

〔学会発表〕（計8件）

- ①指宿信、Confession, Lies and DVD: Un-expected Impacts in the Visual Recording of Suspect Interview、4th Asian Law and Society Conference、シンガポール、2016年9月22-23日（受領済み）
- ②指宿信、How To Develop Reliable Forensic Psychology In The Criminal Justice?: Introduction to “Informational Justice” Approach、ACOPP2016、シンガポール、2016年7月14日（招待）
- ③山田直子、Legal Development in the Visual Recording of Suspect Interrogation in the East Asia: How Can We Ensure Transparency in the Interrogation Room?、セッション・コメンテーター、第4回東アジア法社会学会、2015年8月5日、早稲田大学
- ④指宿信、Comparative study of interview recording law: A concept map for analysis of legal framework、8th annual conference of international investigative interview research group、2015年6月25日、Melbourne, Australia
- ⑤山田直子、被告人の悪性格立証のための取調べ録画テープの使用と公正な訴追、法と心理学会第15回大会 2014年10月24日、関西学院大学
- ⑥吉井匡、指定討論、万引き防止における法と心理—未然に万引きを防止することの意義と効果—、第15回法と心理学会、関西学院大学、2014
- ⑦指宿信、”可視化”時代の取調べと録画、第91回刑法学会、「供述」ワークショップ指定討論者、2013年5月26日、中央大学
- ⑧吉井匡、指定討論、高度情報化社会における法心理学領域の展望、第14回法と心理学会、九州大学、2013

〔図書〕（計6件）

- ①指宿信、法律文化社、被疑者取調べ録画制度の最前線、2016、387pp
- ②亀井源太郎・岩下雅充・堀田周吾・中島宏・安井哲章、信山社、プロセス講義刑事訴訟法、2016、421pp
- ③指宿信、現代人文社、証拠開示と公正な裁判〔増補版〕、2014、341pp
- ④岩下雅充・大野正博・亀井源太郎・公文孝佳・辻本典央・中島宏・平山真理、法律文化社、刑事訴訟法教室、2013、291pp
- ⑤指宿信、編著、日本評論社、取調べの可視化—新たな刑事司法の展開、2011、280pp
- ⑥稲田隆司、成文堂、イギリスの自白法則、2011、198pp

〔その他〕

- ①指宿信、研究室ブログ
<http://imak.exblog.jp/>

- ②中島宏、鹿児島大学刑事訴訟法研究室
<http://www.ceres.dti.ne.jp/~h-nakaji/>
- ③指宿信、NHK 視点・論点出演「取調べの“可視化”を考える」、2011年10月6日
- ④指宿信、参議院調査室囑託客員調査員（取調べ可視化問題）、2011年4月から2012年3月まで
- ⑤指宿信、講演、取調べの”可視化”～各国の状況を解剖する～、日弁連国際シンポジウム、2012年4月5日、大阪弁護士会
- ⑥指宿信、講演、How to dismantle miscarriage of justice?: Systematic and practical approach in CJS、ノルウェー大使館主催国際シンポジウム「持続可能な刑事司法制度」、2012年6月1日、青山学院大学
http://www.norway.or.jp/norwayandjapan/policy_soc/policy/symposiumcriminaljustice2012/#.V2KEg47D1DY
- ⑦指宿信、講演、日本における最近の警察・検察改革：捜査機関による取調べに対する規制を中心として、四川警察学院、2015年10月30日、四川省・中国
- ⑧指宿信、セッションオーガナイザー、Legal Development in the Visual Recording of Suspect Interrogation in the East Asia: How Can We Ensure Transparency in the Interrogation Room?、第4回東アジア法社会学会、2015年8月5日、早稲田大学
- ⑨指宿信、NHK 視点・論点出演、「取調べ可視化はどこへ向かうのか」、2014年5月21日
- ⑩第10回被疑者取調べ録画研究会、「可視化問題の現状」、講師：小坂井久弁護士（大阪弁護士会）、京都弁護士会館、平成23年12月9日、40名
- ⑪第11回被疑者取調べ録画研究会、「大阪東署事件と可視化問題」、講師：秋田真志弁護士（大阪弁護士会）、京都弁護士会館、平成24年7月6日、30名
- ⑫第12回被疑者取調べ録画研究会、「可視化時代の取調べ技法」、講師：高木光太郎氏（青山学院大学教授）、京都弁護士会館、平成24年12月7日、30名
- ⑬第13回被疑者取調べ録画研究会、「取調べ可視化と被疑者への面接法」、講師：仲真紀子氏（北海道大学文学部教授）京都弁護士会館、平成25年6月7日、30名
- ⑭第14回被疑者取調べ録画研究会、「被疑者取調べの録音・録画制度と記録媒体の使用方法」、講師：安部祥太氏（青山学院大学大学院）、京都弁護士会、平成25年12月6日、20名
- ⑮第15回被疑者取調べ録画研究会、「知的障がい者等の取調べと可視化問題」、講師：京明氏（関西学院大学准教授）、京都弁護士会館、平成26年12月5日、30名
- ⑯第16回被疑者取調べ録画研究会、「中国・台湾における取調べの可視化：その現

状と課題」、講師：鈴木賢氏（明治大学法学部教授）、京都弁護士会館、平成 27 年 7 月 3 日、30 名

⑰第 17 回被疑者取調べ録画研究会、「障がいのある少年に対する取調べの配慮」、講師：森久智江（立命館大学法学部准教授）、京都弁護士会館、平成 27 年 12 月 11 日、25 名

⑱国際シンポジウム「取調べの可視化-新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学-」、立命館大学朱雀キャンパス、平成 26 年 7 月 20 日、(海外登壇者 4 名、国内登壇者 8 名)
<http://www.ritsumeihuman.com/news/read/id/76> 100 名

⑲第 1 回・東京法と心理研究会、日本教育会館、平成 25 年 11 月 9 日、30 名

⑳第 2 回・東京法と心理研究会、成城大学、平成 26 年 12 月 14 日、30 名

㉑第 3 回・東京法と心理研究会、日本大学文理学部、平成 27 年 12 月 12 日、30 名

㉒第 1 回・鹿児島「法と心理」研究会、鹿児島大学、平成 27 年 3 月 17 日、35 名

㉓第 2 回・鹿児島「法と心理」研究会、鹿児島大学、平成 28 年 2 月 26 日、30 名

㉔指宿信・山田直子、模擬裁判実験、関西学院大学司法研究科模擬法廷・関西学院大学大阪梅田キャンパス、平成 28 年 2 月 13 日・2 月 27 日、85 名

㉕吉井匡、香川大学と四国少年院との間で少年の窃盗に関する合同研究会を開催し、犯罪白書平成 26 年版 261 頁で紹介(香川大学側共同代表)(継続)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

指宿 信 (IBUSUKI, Makoto)

成城大学・法学部・教授

研究者番号：70211753

(2) 研究分担者

中島 宏 (NAKAJIMA, Hiroshi)

鹿児島大学・学術研究院法文教育学域

司法政策学系・教授

研究者番号：00318685

山田 直子 (YAMADA, Naoko)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：70388726

(平成 26 年度より、研究分担者)

吉井 匡 (YOSHII, Tasuku)

香川大学・法学部・准教授

研究者番号：20581507

(平成 25 年度より、研究分担者)

稲田 隆司 (INADA, Takashi)

新潟大学・人文社会・教育科学系・

教授

研究者番号：30284730

(平成 25 年度まで、研究分担者)